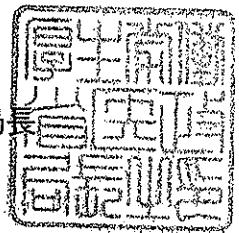


医政発第 0330022 号  
平成 19 年 3 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



## 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律の一部改正について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）については、昨年 6 月 21 日付けで公布され、一部を除き、本年 4 月 1 日から施行することとされたところであり、同法において、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律（昭和 62 年法律第 29 号）についても改正が行われたところである。

貴職におかれでは、下記の事項について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関等に周知方願いたい。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

今回の改正は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入国した外国看護師等（外国において我が国の看護師等に相当する資格を有する者をいう。以下同じ。）が、臨床修練指定病院等において、臨床修練指導者の実地の指導監督の下に、研修の一環として診療の補助等を行うことができるよう、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士及び救急救命士の 13 職種について、新たに臨床修練制度の対象とするものである。

#### 第 2 改正の内容

##### 1 外国看護師等に係る臨床修練の許可

###### （1）許可の基準

臨床修練の許可を受けようとする外国看護師等は、以下に掲げる基準を満たしていなければならないこと。

- ① 医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入国していること。

- ② 我が国で看護業務等を行うのに必要な知識及び技能を有していること。具体的には、以下の要件を満たしている必要があること。
- ア 外国において我が国の看護師等に相当する資格を有していること。ただし、当該外国における看護業務等の内容が我が国の看護業務等の内容と異なる場合は、我が国の看護師等に相当する資格と認められない場合があること。
- イ 外国看護師等の養成課程における教育内容及び教育時間が、我が国の看護師等の養成課程における教育内容及び教育時間と同程度であること。
- ③ 外国において我が国の看護師等に相当する資格を取得した後、3年以上看護業務等に従事した経験を有していること。
- ④ 臨床修練を行うのに支障のない程度に日本語、中国語、フランス語、ロシア語、英語、スペイン語又はドイツ語を理解し、使用する能力を有していること。
- ⑤ 患者に与えた損害を賠償する能力を有していること。具体的には、臨床修練外国看護師等が患者に損害を与えた場合に、一定額以上の賠償金が支払われるような保険に加入していること等が必要であること。

## (2) 許可を与えない場合の要件

### ① 絶対的欠格事由

臨床修練の許可を受けようとする外国看護師等が（1）の基準を満たしている場合であっても、外国において我が国の業務停止命令等に相当する処分を受け、当該外国において看護業務等を行うことができない者である場合には、臨床修練の許可を与えないこと。

### ② 相対的欠格事由

臨床修練の許可を受けようとする外国看護師等が（1）及び（2）①の基準を満たしている場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、臨床修練の許可を与えない場合があること。

ア 我が国の看護師等に係る相対的欠格事由に該当する者である場合

イ 外国において罰金以上の刑に相当する刑に処せられた者である場合（許可の申請に係る資格の区分が診療放射線技師、歯科技工士又は臨床検査技師である場合を除く。）

## 2 臨床修練指定病院の指定

### (1) 指定の基準

臨床修練指定病院（以下「指定病院」という。）は、大学附属病院、臨床研修指定病院、高度かつ専門的な診療機能を有する病院その他の病院であって、外国看護師等が臨床修練を行うのに適切な体制にあると認められる病院について、病院の開設者（國の開設する病院にあっては、主務大臣）の同意を得て厚生労働大臣が指定すること。

### (2) 総括臨床修練指導者の指名

指定病院の長は、当該病院における臨床修練の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、病院長、各部門の長又は臨床修練指導者のうちから一名を総括臨床修

練指導者として任命すること。

(3) 毎年度の報告

指定病院の長は、毎年4月30日までに、前年4月1日から当年3月31日までの間に在籍していた臨床修練外国看護師等の氏名、臨床修練の実施状況及び臨床修練指導者の氏名を厚生労働大臣に報告しなければならないこと。

(4) その他

改正法施行の際、既に指定病院として厚生労働大臣の指定を受けている病院については、臨床修練外国看護師等の受入れに際して、改めて厚生労働大臣の指定を受ける必要はないこと。

### 3 臨床修練指導者の許可

(1) 許可の基準

臨床修練指導者の許可を受けようとする看護師等は、以下に掲げる基準を満たしていなければならないこと。

① 看護業務等に関する専門的な知識及び技能を有していること。具体的には、以下のいずれかに該当する者であること。

ア 大学の看護学部等において常勤講師以上の職にある者又は常勤講師以上の職にあった者

イ 臨床修練指定病院において師長等以上の職にある者

ウ 高度の専門性を有するものとして各職能団体が定める専門資格等を取得している者

② 臨床修練を実地に指導監督するのに支障のない程度に日本語、中国語、フランス語、ロシア語、英語、スペイン語又はドイツ語を理解し、使用する能力を有していること。

③ 臨床修練の指導監督について熱意と識見を有していること。

(2) 留意事項

臨床修練指導者は、同時に複数の臨床修練外国看護師等の指導監督はできないこと。

### 第3 その他

臨床修練制度は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として我が国に入国した外国看護師等が、その目的を十分に達成できるよう、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）等の特例を定め、診療の補助等を行うことができることとしているものであり、臨床修練外国看護師等を労働者として使用することは、臨床修練制度の趣旨を逸脱しているものであること。

なお、臨床修練外国看護師等が医療に関する知識及び技能の修得を目的としていないと認められる場合には、臨床修練の許可を取り消すことがあること。

### 第4 関係通知の一部改正

「臨床修練制度の運営について」(昭和63年7月4日健政発第387号)の一部を別紙のように改正する。

## ○臨床修練制度の運営について（昭和63年7月4日健政発第387号）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(臨床修練委員会) 臨床修練制度運営規則（準則）	(臨床修練委員会) 臨床修練制度運営規則（準則）
1 臨床修練の円滑な実施を図るため病院長、各部門の長、臨床修練指導医若しくは臨床修練指導歯科医又は臨床修練指導者（以下「指導医等」という。）及び病院の事務長をもつて構成する臨床修練委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。	1 臨床修練の円滑な実施を図るため病院長、各部門の長、臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医（以下「指導医等」という。）及び病院の事務長をもつて構成する臨床修練委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。
2 委員会は、受入体制の整備計画、受入計画、受入申請の策定、 <u>外国医師若しくは外国歯科医師又は外国看護師等</u> （以下「 <u>外国医師等</u> 」といふ。）の受入れの決定及び臨床修練の実施にかかる条件整備等をつかさどるとともに、臨床修練の実施状況を把握するものとする。	2 委員会は、受入体制の整備計画、受入計画、受入申請の策定、 <u>外国医師又は外国歯科医師</u> （以下「 <u>外国医師等</u> 」といふ。）の受入れの決定及び臨床修練の実施にかかる条件整備等をつかさどるとともに、臨床修練の実施状況を把握するものとする。
3～10 (略)	3～10 (略)
11 事務局は、指導医等と緊密な連携をとりながら臨床修練の申し込みの受け付け、 <u>厚生労働省</u> 等への報告書の作成、受入れた外国人の世話等のほか左記の事項をつかさどる。	11 事務局は、指導医等と緊密な連携をとりながら臨床修練の申し込みの受け付け、 <u>厚生省</u> 等への報告書の作成、受入れた外国人の世話等のほか左記の事項をつかさどる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
12 臨床修練中の <u>外国医師等</u> が行う診療に対しては、報酬を支給しない。ただし、就労活動が可能な在留資格を取得している外国人医師等が、医療に関する知識及び技能の修得に付随する	12 臨床修練中の <u>外国医師等</u> が行う診療に対しては、報酬を支給しない。ただし、就労活動が可能な在留資格を取得している外国人医師等が、医療に関する知識及び技能の修得に付随す

<p>る教授を行う場合には、報酬を支給するものとする。この場合において、その報酬の額は日本の医師免許若しくは<u>歯科医師免許又は看護師免許等</u>を有する者に支払われるものと同等以上のものでなければならない。</p> <p>13・14 (略)</p>	<p>る教授を行う場合には、報酬を支給するものとする。この場合において、その報酬の額は日本の医師免許若しくは<u>歯科医師免許又は看護師免許等</u>を有する者に支払われるものと同等以上のものでなければならない。</p> <p>13・14 (略)</p>
---	---